

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）の山梨県内における取扱いについて

○：基準総則・集団規定の適用事例そのままの取扱い

△：別に公表している取扱いがある

※：特定行政庁にお問い合わせください

（個別の建築物等の規模や形態、利用方法を鑑み、総合的に判断します。）

番号		頁	山梨県 (甲府市以外の市町村) 取扱い	甲府市 取扱い	備考
<b>第1章 基準総則</b>					
<b>1-1 用語の定義</b>					
(1) 建築物の定義					
1	屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	12	○	○	
2	海水浴場の休憩所等	14	○	○	
3	テント工作物	15	△	※	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
4	車両を利用した工作物	16	○	○	
5	コンテナ	17	○	○	
6	係留船（係留型の海洋建築物）	18	○	○	
7	機械式自動車車庫	19	○	○	
8	開閉できる屋根を持つ工作物	21	○	○	
9	跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	22	○	○	
10	貯蔵槽その他これらに類する施設	26	※	○	
11	小規模な倉庫	28	△	県と同様	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
12	一の建築物	29	※	※	
(2) 特殊建築物					
13	集会場	31	○	○	
14	多目的利用体育館	32	○	○	
15	ホテル、旅館	33	○	○	
16	長屋、共同住宅	34	○	○	
17	戸建型グループホーム	35	○	○	
18	児童福祉施設等	36	○	○	
19	幼保連携型認定こども園	38	○	○	
20	予備校	41	△	○	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
21	スポーツの練習場	42	○	※	
22	ナイトクラブ	43	○	○	
23	ダンスホール	44	○	○	
24	カラオケルーム	45	○	○	
(3) 居室					
25	居住、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	46	○	○	
(4) 延焼のおそれのある部分					
26	建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	47	○	○	
(5) 建築等					
27	改築	48	○	○	
28	大規模の修繕、大規模の模様替	49	○	○	
(6) 工事施工者					
29	工事の請負人	50	○	○	
<b>1-2 工事の着手</b>					
30	工事の着手	51	○	○	
<b>1-3 確認申請</b>					
(1) 確認申請					
31	メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	52	○	○	
32	軽微な変更	54	○	○	
(2) 建築物の使用制限					
33	仮使用認定（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）	58	○	○	
<b>1-4 仮設建築物</b>					
34	工事現場に設ける仮設建築物	60	○	○	
35	公益上必要な用途に供する応急仮設建築物	61	○	○	
36	仮設興行場等	62	○	○	
<b>1-5 用途変更</b>					
37	用途変更	63	○	○	
<b>1-6 工作物</b>					
38	ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等	66	○	○	
39	建築物と一体的な広告塔	67	○	○	
<b>1-7 面積の算定</b>					
(1) 建築面積					
40	建築面積の基本的算定方法	68	○	○	
41	外壁面が垂直でない建築物	73	○	○	
42	吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	74	○	○	
43	自走式自動車車庫	76	○	○	
(2) 床面積					
44	床面積の基本的算定方法	77	△	○	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
45	ピロティ	78	○	○	
46	ポーチ	79	○	○	
47	公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	80	○	○	
48	吹きさらしの廊下	81	○	○	
49	ベランダ、バルコニー	83	○	○	
50	住宅用エアコン室外機を設置した吹きさらしの廊下、ベランダ及びバルコニー部分	85	○	○	
51	屋内階段	86	○	○	
52	屋外階段	87	○	○	
53	屋外階段が接する開放廊下部分	89	○	○	
54	エレベーターシャフト、パイプシャフト等	91	○	○	

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）の山梨県内における取扱いについて

○：基準総則・集団規定の適用事例そのままの取扱い

△：別に公表している取扱いがある

※：特定行政庁にお問い合わせください

（個別の建築物等の規模や形態、利用方法等を鑑み、総合的に判断します。）

番号		頁	山梨県 (甲府市以外の市町村) 取扱い	甲府市 取扱い	備考
55	給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ビット部分	93	○	○	
56	出窓	94	○	○	
57	機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	96	○	○	
58	体育館等のギャラリー等	100	○	○	
59	エキスパンションジョイント	101	○	○	
60	壁その他の区画の中心線	102	○	○	
	<b>1-8 高さ及び階数の算定</b>				
	(1) 高さ				
61	地階	105	○	○	
62	高さに算入しない屋上部分	107	○	○	
63	太陽光発電設備等	109	○	○	
64	屋上突出物	115	○	○	
65	軒の高さ	116	○	○	
	(2) 階数				
66	階数に算入しない屋上部分	117	○	○	
67	小屋裏物置等	118	△	県と同様	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
68	ラック式倉庫（立体自動倉庫）、多層式倉庫	120	△	○	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
	(3) 地盤面				
69	地盤面	121	○	○	
70	3mを超える場合の地盤面	122	○	○	
	<b>1-9 その他</b>				
71	2条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	124	○	○	
72	居室の採光	125	○	○	
73	こんろその他火を使用する設備等	127	○	○	
	<b>第2章 集団規定</b>				
	<b>2-1 接道長さ</b>				
74	敷地の接道長さ	128	○	○	山梨県：山梨県HPの「建築基準法第43条の運用基準」も併せて参照
75	敷地と道路に高低差がある場合	129	○	○	山梨県：山梨県HPの「建築基準法第43条の運用基準」も併せて参照
76	2項道路の終端部の接道長さ	130	○	○	
	<b>2-2 用途規制</b>				
	(1) 住宅				
77	ソーホー（SOHO）	134	○	○	
78	ファミリーホーム	135	○	○	
79	グループホームのサテライト型住居	136	○	○	
80	居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	137	○	○	
81	生計困難者向けの無料低額宿泊所等	138	○	○	
82	がん終末患者等を看取る施設	140	○	○	
	(2) 日用品販売店舗等				
83	調剤薬局	141	○	○	
84	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	142	○	○	
85	新聞販売所	143	○	○	
86	インターネットカフェ、まんが喫茶	144	○	○	
	(3) サービス店舗				
87	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	145	○	○	
88	カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	146	○	○	
89	まつ毛エクステ専門店	147	○	○	
90	ネイルサロン	148	○	○	
91	コインランドリー	149	○	※	
92	歯科技工所	150	○	○	
	(4) 学習塾等				
93	学習宿、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	151	○	※	
94	スポーツ幼稚園	152	○	○	
95	疾病予防施設（メディカルフィットネス）	153	○	○	
	(5) アトリエ・工房				
96	陶磁器の製造・作品展示施設	154	○	○	
	(6) 学校等				
97	近隣住民を対象とした公民館、集会所	155	○	○	
98	こども食堂	157	○	○	
99	認定こども園	158	○	○	
100	プリスクール	159	○	○	
101	フリースクール	160	○	○	
102	日本語学校（日本語教育機関）	162	○	○	
	(7) 神社・寺院等				
103	納骨堂（納骨施設）	163	○	○	
	(8) 老人ホーム等				
104	小規模保育事業等の用に供する施設等	164	○	○	
105	病児保育事業の用に供する施設	166	○	○	
106	こども送迎ステーション（送迎保育ステーション）	167	○	○	
107	小規模多機能型居宅介護施設	168	○	○	
108	介護予防センター	169	○	○	

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）の山梨県内における取扱いについて

○：基準総則・集団規定の適用事例そのままの取扱い

△：別に公表している取扱いがある

※：特定行政庁にお問い合わせください

（個別の建築物等の規模や形態、利用方法を鑑み、総合的に判断します。）

番号		頁	山梨県 (甲府市以外の市町村) 取扱い	甲府市 取扱い	備考
109	障害者支援施設	170	○	○	
110	盲導犬訓練施設	171	○	○	
	(9) 診療所・病院				
111	介護老人保健施設	172	○	○	
112	人工透析センター	173	○	○	
113	医療保護施設	174	○	○	
114	がん相談支援センター	175	○	○	
	(10) 公益上必要な建築物				
115	防災備蓄庫等	176	○	○	
	(11) 老人福祉センター等				
116	老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	177	○	○	
117	高齢者向けふれあいサロン	179	○	○	
118	就労移行・継続・定着支援事業の用に供する施設	180	○	○	
119	居宅介護・重度訪問介護又はこれに相当するサービス事業の用に供する施設	184	○	○	
120	視聴覚障害者情報提供施設	185	○	○	
121	地域活動支援センター	186	○	○	
122	地域包括支援センター	187	○	○	
	(12) 物販店舗等商業施設				
123	携帯電話販売店	188	○	○	
124	スポーツ振興くじ及び宝くじ売場の用に供する施設	189	○	○	
125	レストランウェディング施設	190	○	○	
126	中古自動車オークション会場	191	○	○	
127	大規模複合アミューズメント施設（風営法適用外）	192	○	○	
128	eスポーツ施設	193	○	○	
129	シアターボックス	195	○	○	
130	レンタルスペース	196	○	○	
131	シュミレーションゴルフ&バー	197	○	○	
132	音楽練習スタジオ	198	○	○	
133	葬祭場、セレモニーホール	199	○	○	
134	戸建型の家族葬（葬儀）施設	200	○	○	
135	スーパー銭湯	201	○	○	
	(13) 事務所				
136	インターネット通信販売を行う兼用住宅の非住宅部分	202	○	○	
137	自社事務所内の展示ルーム等	203	○	○	
138	住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所	204	○	○	
139	時間貸しオフィス（ビジネスレンタルスペース）	205	○	○	
140	中古自動車買取専門店	206	○	○	
	(14) 工場等				
141	工場等において制限を受ける原動機等	207	○	○	
142	工場における作業場	208	○	○	
143	植物工場などの農作物栽培施設	209	※	※	
144	義肢装具（補装具）の製作所	210	○	○	
145	細胞培養加工施設	212	○	○	
146	仕出し屋、学校の給食センター	213	○	○	
147	宅配を主とする弁当屋	214	○	○	
148	エンバッキング施設	215	○	○	
149	ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	216	○	○	
150	物流センター、物流拠点施設	217	○	○	
151	倉庫業を営む倉庫	218	○	○	
152	屋上の自動車車庫	219	○	○	
	(15) ホテル又は旅館				
153	ホテル・旅館のフロント代替設備を有する建築物	221	○	○	
154	簡易宿所の共同玄関候場	223	○	○	
155	ウィークリーマンション	224	○	○	
156	サービスアパートメント	225	○	○	
157	会社の寮、保養所	226	○	○	
	(16) 動物関連施設				
137	動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	227	○	○	
138	ペットの通信販売業（ネットショッピング等）を営む施設	228	○	○	
139	ペットの繁殖・飼育施設	229	○	○	
140	ペット用品販売店	198	○	○	
141	ペットカフェ	231	○	○	
142	全天候型の屋内ドッグラン	232	○	○	
143	老犬・老猫ホーム	233	○	○	
	2-3 用途上可分・不可分の関係				
144	用途上可分・不可分の関係にある2以上の建築物	234	○	○	
	2-4 容積率				
145	容積率を算定する場合の前面道路	236	○	○	
146	特定道路から敷地が接する前面道路の部分までの延長距離の測定方法	237	○	○	
147	住宅及び老人ホーム等の地階に係る容積率不算入	240	○	○	
148	共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	244	○	○	
149	共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	245	○	○	

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）の山梨県内における取扱いについて

○：基準総則・集団規定の適用事例そのままの取扱い

△：別に公表している取扱いがある

※：特定行政庁にお問い合わせください

（個別の建築物等の規模や形態、利用方法を鑑み、総合的に判断します。）

番号		頁	山梨県 (甲府市以外の市町村) 取扱い	甲府市 取扱い	備考
	<b>2-5 建築物の敷地面積</b>				
150	所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用できる範囲	246	○	○	
	<b>2-6 外壁後退</b>				
151	外壁後退の対象	247	△	○	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
152	外壁後退の緩和に係る長さの測り方	250	○	○	
153	<b>2-7 高さ制限</b>				
154	行止り道路	251	○	○	
155	屈折道路	253	○	○	
156	T字型道路	254	○	○	
157	幅員が一定でない道路	255	○	○	
158	道路と敷地の間に他の敷地がある場合	256	○	○	
159	建築設備等がある場合の後退距離	257	○	○	
160	2以上の異なる水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い	258	△	県と同様	山梨県HPの「建築基準法運用基準」参照
161	敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	262	○	○	
162	敷地に地盤面が複数ある場合	263	○	○	
163	斜線制限に関する屋上部分の適用関係	264	○	○	
164	廊下、バルコニー等のパイプ手すり	266	○	○	
	<b>2-8 天空率（第57条第7項）</b>				
165	特殊敷地における適合建築物	267	○	○	
166	入隅敷地等の区域の設定	271	○	○	
167	出隅敷地における区域の設定	272	○	○	
168	隅切り	274	○	○	
169	前面道路が2以上ある場合の区域区分	275	○	○	
170	一の道路の取扱い	280	○	○	
171	算定位置 1	285	○	○	
172	算定位置 2	288	○	○	
173	高低差がある場合	292	○	○	
174	天空率の算定対象となる建築物の範囲	295	○	○	
175	安全率	296	○	○	
	<b>2-9 日影規制</b>				
176	平均地表面	299	○	○	
177	測定線の設定方法	300	○	○	
178	建築物の敷地と道路、河川などを隔てて連接する土地との間に高低差がある場合の日影規制の緩和の取扱い	302	○	○	